

令和2年6月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和2年5月22日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
36-1	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情（陳情）	長野県医療労働組合連 合会 執行委員長 小林 吟 子	社会 委員会	
36-2	国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願（請願）	伊那市公立学校教職員 組合 代表 宮原 祐史	総務文教 委員会	宮島 良夫
36-3	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願（請願）	伊那市公立学校教職員 組合 代表 宮原 祐史	総務文教 委員会	宮島 良夫
36-4	県立高校の第2期再編をすすめる長野県教育委員会に対して、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の声を聞いてすすめるよう求める陳情（陳情）	高校再編を考える上伊 那の会 代表 宮下 与兵衛	総務文教 委員会	
36-5	検察庁法改正案の撤回を求める陳情（陳情）	伊那市高遠町 矢澤 親男	総務文教 委員会	
36-6	自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」案の廃案を求める請願（請願）	新日本婦人の会伊那支 部 支部長 荒 恵子	経済建設 委員会	飯島 光豊
36-7	種苗法「改正」の中止を求める陳情（陳情）	上伊那農政対策委員会 委員長 御子柴 茂樹	経済建設 委員会	



(36-1)

## 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

### 【陳情趣旨】

総務省「就業構造基本調査」によれば、医師は、週労働時間が60時間を超える人の割合が41.8%と職種別で最も高く（雇用者全体では14%）なっています。また、「勤務医労働実態調査2017」では、救急や産科では、一ヶ月の平均時間外労働時間が平均80～90時間を超えるという結果が出ています。夜間救急対応の当直を含む32時間連続勤務が強いられ、医師の過労死や過労自死が後を絶たず、いのちを守る現場で、医師のいのちが脅かされています。この背景には、経済協力開発機構（OECD）の2017年調査で、人口1000人当り医師数がOECD平均3.5人に対し、日本は2.4人で36か国中31位という、絶対的な医師不足があります。

ところが、厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会」は、「第3次中間とりまとめ」（2018.5.31）において、遅くとも2033年頃には医師の需給が均衡するとの将来推計を根拠に、2022年度以降の医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針等を見直していくべきとし、これを受けて政府は、「骨太方針2018」で2022年度以降の医学部定員減について検討することを打ち出しました。

しかし、厚労省が、定員減の根拠とする医師需給推計は、医師の労働時間をケースによっては最大週80時間とし、医療需要の見込みは入院ベッドを減らす地域医療構想に連動しています。医療需要を少なく見積もり、長時間労働解消を前提としない推計を根拠に、医師の養成定員を減らす方向は、医療現場の長時間労働解消の方向とは真っ向

から反するものです。そればかりか、救急や産科、小児科などの医師不足で「地域医療崩壊の危機」が社会問題化し、長年つづいた医師数の抑制を転換して実現してきた、今の医師養成の水準を引き下げるなら、再び、地域医療崩壊の危機すら招きかねません。

ご存知のように、先月 31 日、阿部守一長野県知事も呼びかけ人の一人である「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」が発足しました。その設立趣意書にも「医師の絶対数の不足、地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にある」とあります。長野県の医師数も全国平均を大きく下回っています。医師の養成数が減少しては、長野県への医師の誘致も難しさを増す課題となります。日本の医療崩壊を防ぎ、地域住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実のため、医師数を増やすことこそ求められます。

以上をふまえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から、また、長野県の医師確保に力を入れる方針にも沿い、貴議会として、国に対し、以下の意見を上げていただきますよう陳情するものです。

#### 記

2022 年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数を OECD 平均以上の水準に増やすこと。

以 上

( 3 6 - 2 )

## 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

### 【請願趣旨】

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げよう求める意見書を、政府および関係行政官庁あてに提出していただきたい。

### 【請願理由】

2011年、衆議院・参議院ともに全会一致で義務教育標準法が改正され小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。あわせて附則で小2以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると決めました。しかし、翌年の2012年は法改正ではなく加配で小2を35人学級としました。その後は改善がなされていませんが、2017年の法改正での附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げることなどが特段の配慮をするものとされています。

長野県では2013年に30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏付けがないため、国の加配等を利用しながら予算的にやりくりしているために、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増の多くを臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

国が義務標準法を改正することにより計画的に35人学級をすすめていくことで、小学校の専科教員等を基準に沿って、正規で配置することができるようになります。また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考えます。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざま問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があると考えます。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただくよう請願いたします。

## 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

### 〔 請 願 事 項 〕

令和3年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

### 〔 請 願 理 由 〕

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年（昭和28年）に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県・市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、自治体の財政力によらず子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えています。教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択をお願いいたします。

(36-4)

県立高校の第2期再編をすすめる長野県教育委員会に対して、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の声を聞いてすすめるよう求める陳情書

3月24日県教委が公表した「県立高校再編・整備計画」1次案（以下「1次案」）では、上伊那に関する部分として①伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の統合、②総合学科高校と総合技術高校の設置が提案され、「5月をめぐりに4地域で住民に説明する場を設け、県会6月定例会での議論を経て確定させる」（資料1新聞記事参照）としています。

しかし、

- ①何より新型コロナウイルス感染に対する体制下で「住民に説明する場を設け」ることができない中で拙速な決定を行うべきではないと考える。
- ②、1次案には「地域の声を反映した」とするが、上伊那の協議会が設定した、地域の懇談会でも、「統合再編よりも、少人数学級にすることで、今の高校を存続して」の声は圧倒的に多かった（3会場で97人）（資料2「上伊那地域の高校の将来を考える協議会」地域懇談会のまとめより参照）。また、第9回の協議会では、寄せられた意見を踏まえて「少人数学級について、研究が望まれる」と加えて答申している（資料3参照）。「統合再編でなく地域高校を少人数学級にして存続」こそ地域の声である。
- ③、伊那北・伊那弥生ヶ丘の統合により、普通科高校の学級数が減少することは、普通科希望者の多数が入れなくなることにつながる。しかも1次案は具体名を避けているが、総合学科高校を郡内に作ることで赤穂高校がなくなれば、南部に普通科高校がなくなり普通科志望の多数の生徒が入れなくなことは明確である。
- ④、1次案では具体名を避けているが、総合技術高校をつくり、上伊那農業高校や駒ヶ根工業高校の統合を図ることは、それぞれの高校が切り開いてきた専門性や、大学等へとつながる技術力の損失にもつながり、ひいては地域を支える技術の低下にもつながる。農業・製造業が盛んな上伊那地域には農業高校・工業高校の存続が必要である。
- ⑤、1次案では、具体名を避けながら総合学科高校の設置を明記しているが、専門性の力をつけて、進路につなげたいという生徒達の希望には添えない面があり、既に総合学科制を実施している高校への希望者が減ってきている傾向を見る必要がある。
- ⑥、「少子化で統合再編は避けられない」との見方を広げようとしているが、少人数学級の導入によって地域高校の存続は可能である。地域を一層寂れさせる再編統合は行うべきではない。
- ⑦、以上の考え方と1次案の間には大きな懸隔があると共に、地域住民に1次案が受け入れられるとはとうてい考えられない。従って、地域の意見に耳を傾けて、最終案につなげるように求める。

以上の理由から、貴議会においても慎重な議論をしていただき、県教委に対して下記の内容で意見書を上げていただきたく陳情いたします。

#### 記

- 1、コロナ禍の中住民の声を十分聞くことのできない拙速な決定を行わず、十分意見を聞く機会を設けること。
- 2、上伊那の懇談会での多数意見は「統合再編より少人数学級をすすめて」であったことを踏まえた決定になるよう十分検討すること。

(36-5)

### 検察庁法改正案の撤回を求める陳情

政府は今般、検察庁法改正案について今国会での成立を断念し、次期国会での成立を目指そうとしています。

改正法案は、検察庁幹部の役職定年の年齢を過ぎても、政府の判断で検事総長や次長検事らが最長3年とどまれる特例があり、政権の都合の良い幹部だけを残す恣意的な運用ができる恐れがあります。

そのためツイッター上や検察OB有志による反対意見書の法務省への提出等、国民的抗議の渦が政権を動かしました。

新聞社による緊急の全国世論調査でも、改正案への反対が64%と、賛成15%を大きく上回り、高まる国民的批判を前に首相は断念に追い込まれました。

本年1月末、既に政府は40年近く堅持されてきた“検察官の定年は延長できない”という政府見解を閣議決定で一方的に変更して、ある検事長の定年延長人事を強行しました。結局、この定年延長を後付けで正当化しようとしているように見えます。

今回の法改正を許せば、検察の独立、公平さに対する国民の信頼は大きく揺らぎます。

首相は「国民の理解なくして前に進むことはできない。批判にしっかりと応えていくことが大切だ。これからも責任を果たしていきたい」と述べています。

貴議会におかれましては、今回の検察庁法改正案は撤回して一から議論をやり直す様、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたくここに陳情書を提出いたします。

以 上



(36-6)

## 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」案の 廃案を求める請願

### 【請願の趣旨】

私たちは「食は命・安全な食べ物は日本の大地から」と家族の健康や、守りたい「日本の農業」と安全で美味しい食事づくりや学習・交流会など日々大事にしてきました。政府・農林水産省は、今国会で2018年3月末の「主要農作物種子法」廃止に続けて、「種苗法改定案」を成立させる方針です。

「改定案」は、これまで農家に認めてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」にし、事実上自家増殖は禁止されます。農業生産の基本的資材である種子・種苗の自家増殖は、地域の条件にあわせて特定の品種を定着させ、農家の経営安定を支えてきたので、国際的にも農民の権利として認められています。法案の内容を多くの農民が周知しないまま改定してしまうのは大問題です。

農林水産省は今回の改定は「日本国内で開発された品種の海外流出防止のためである」と強調していますが「海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難であるとしてきました。(2017年11月付け食料産業局財産課)。今回の改定案」は、育成権者にとっては大変有利である一方、中小農家の在来種栽培には大きな負担をもたらし、地域で種子を守ってきた農家にタネ取りを断念させる可能性もあります。その結果、多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことになりかねません。

又、地域の中小の種苗会社が資金的に余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになります。

種苗をめぐる国際環境は今後、遺伝子組換えやF1、ゲノム編集などバイオテクノロジーの利用で在来種と区別出来ない別品種が登録される危険性があり、消費者の立場からも大いに危惧されます。

地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行しており、深刻な問題を含んでいる「種苗法改定案」の今国会での成立を断念し国民的議論にゆだねるべきです。

以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

### 【請願事項】

「種苗法改定案」を今国会で廃案にするよう国へ働きかけて下さい。

(36-7)

### 種苗法「改正」の中止を求める陳情

平素は、上伊那農政対策委員会の活動に対しましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を機に事業活動や生活様式の見直しなどさまざまな課題が発生しているところでもあります。

そのした中、農林水産省は、2018年3月末をもって廃止した「主要農産物種子法」に加え、今国会で「種苗法改正案」を成立させようとしております。

「改正案」は、これまで原則として農家・生産者に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」にすることで事実上一律禁止し、農家のタネ取り（自家増殖）の権利が著しく制限されることとなります。同時に許諾手続き費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支える圧倒的多数の農家・生産者にとっては新たに大きな負担が発生します。

これは、農家・生産者の経営を圧迫し、ひいては地域農業の衰退を招きかねず「国連家族農業の10年」や「農民の権利宣言」の精神とも相反するものです。農林水産省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しています。しかし、これまで農林水産省は、「海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことが物理的に困難であり有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である」としてきました（2017年11月付け食料産業局知的財産課）。今回、海外での育成者権の保護強化のために国内農家の自家増殖を禁ずることに何ら必然性はありません。

「改正案」は、在来種（一般品種）は育成者権の対象外としていますが、今後一般品種が登録される可能性も否定できません。

今回の「改正案」は、育成者権者にとって大変有利である一方、農家・生産者を委縮させ、在来種の栽培やタネ取りを断念させる可能性もあります。また、多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねません。地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになります。

自家増殖禁止は、地球規模での気象変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本において食料安全保障の観点からも逆行していると言えます。以上の趣旨から上伊那農政対策委員会としては、地域農業や農家・生産者、消費者の権利を守り、安定した農畜産物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法「改正」の中止について国及び関係機関への意見書を提出いただくよう陳情致します。

以上